

第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

1. 令和4年中の主な地震災害

令和4年中に震度5弱以上が観測された地震は、

15回であった（第1-6-1表）。

なお、令和4年中の主な地震災害による被害状況等については、第1-6-2表のとおりである。

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

【出典】「気象庁資料」

年	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成25年	5	6	1	0	0	12
平成26年	7	1	1	0	0	9
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和2年	6	1	0	0	0	7
令和3年	4	5	0	1	0	10
令和4年	7	6	1	1	0	15
令和5年	5	2	0	1	0	8

※令和5年は令和5年1月1日から令和5年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和4年中の主な地震災害による被害状況等

(令和5月4月1日現在)

番号	発生日月	発時刻	震源地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大 震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
(1)	令和4年1月4日	6時08分	父島近海	6.1	5強	東京都:小笠原村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)
(2)	令和4年1月22日	1時08分	日向灘	6.6	5強	大分県:大分市、佐伯市、竹田市 宮崎県:延岡市、高千穂町	【人的被害】重傷3人 軽傷9人 【住家被害】半壊2棟 一部破損625棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
(3)	令和4年3月16日	23時34分	福島県沖	6.1	5弱	宮城県:石巻市 福島県:相馬市	【人的被害】死者4人 重傷24人 軽傷193人 【住家被害】全壊228棟 半壊4,704棟 一部破損53,418棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
(4)	令和4年3月16日	23時36分	福島県沖	7.4	6強	宮城県:登米市、蔵王町 福島県:相馬市、南相馬市、国見町		
(5)	令和4年3月18日	23時25分	岩手県沖	5.6	5強	岩手県:野田村	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
(6)	令和4年4月19日	8時16分	茨城県北部	5.4	5弱	茨城県:城里町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(7)	令和4年5月22日	12時24分	茨城県沖	6.0	5弱	福島県:いわき市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策室 (第1次応急体制)
(8)	令和4年6月19日	15時08分	石川県能登地方	5.4	6弱	石川県:珠洲市	【人的被害】軽傷7人 【住家被害】一部破損76棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
(9)	令和4年6月20日	10時31分	石川県能登地方	5.0	5強	石川県:珠洲市		
(10)	令和4年6月26日	21時44分	熊本県熊本地方	4.7	5弱	熊本県:美里町	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損2棟	災害対策室 (第1次応急体制)
(11)	令和4年8月11日	0時35分	上川地方北部	5.2	5弱	北海道:中川町	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損2棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
(12)	令和4年8月11日	0時53分	上川地方北部	5.4	5強	北海道:中川町		
(13)	令和4年10月2日	0時02分	大隅半島東方沖	5.9	5弱	宮城県:日南市	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(14)	令和4年10月21日	15時19分	福島県沖	5.0	5弱	福島県:楡葉町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(15)	令和4年11月9日	17時40分	茨城県南部	4.9	5強	茨城県:城里町	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)

(備考)「災害年報」により作成

2. 令和5年1月から10月までの主な地震災害

る被害状況等については、第1-6-3表のとおりである。

令和5年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等

第1-6-3表 令和5年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等

(令和5年11月15日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和5年2月25日	22時27分	釧路沖	6.0	5弱	北海道：根室市、標津町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
2	令和5年5月5日	14時42分	能登半島沖	6.5	6強	石川県：珠洲市	【人的被害】死者1人 重傷2人 軽傷46人 【住家被害】全壊40棟 半壊311棟 一部破損3,046棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
3	令和5年5月5日	21時58分	能登半島沖	5.9	5強	石川県：珠洲市	【人的被害】軽傷8人 【住家被害】一部破損71棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
4	令和5年5月11日	4時16分	千葉県南部	5.2	5強	千葉県：木更津市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
5	令和5年5月13日	16時10分	トカラ列島近海	5.1	5弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
6	令和5年5月22日	16時42分	新島・神津島近海	5.3	5弱	東京都：利島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
7	令和5年5月26日	19時03分	千葉県東方沖	6.2	5弱	茨城県：神栖市 千葉県：銚子市、旭市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損3棟	災害対策室 (第1次応急体制)
8	令和5年6月11日	18時54分	苫小牧沖	6.2	5弱	北海道：千歳市、厚真町、浦河町	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1. 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、本節において「南海トラフ地震特措法」という。）、首都直下地震対策特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、本節において「日本海溝・千島海溝地震特措法」という。）では、地域指定の対象とされた地方公共団体による、地震防災上緊急に整備すべき施設や訓練等に関する計画の作成について定められている。

また、令和3年3月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の失効期日が5年延長された地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できることとされている（第1-6-4表）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備に必要な補助金や地方債等の地方財政措置を講じるとともに、連携して緊急地震速報訓練を実施するほか、きめ細かな地震観測網構築のため、震度情報ネットワークを整備するなど、引き続き可能な限りの災害予防に向けて取り組む。

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 309市町村	地震防災対策推進地域 8道県 272市町村	
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	日本海溝沿い	千島海溝沿い
	死者数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約199,000	約100,000
	全壊建物数(棟)	約260,000	約2,386,000	約610,000	約220,000	約84,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約214.2兆	約95兆	約31.3兆	約16.7兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> 地震予知に資する観測・測量体制の強化 直前予知を前提とした警戒避難態勢 	大規模地震対策特別措置法(S53)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25)	首都直下地震対策特別措置法(H25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16)	
	<ul style="list-style-type: none"> 観測・測量体制の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 					
	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率向上等 	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55)	地震防災対策特別措置法(H7)			
大綱	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの 中央防災会議が決定する 	大規模地震防災・減災対策大綱 H26. 3策定				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき作成 強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの 中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定) 	地震防災基本計画 S54. 9策定	推進基本計画 H26. 3策定 R3. 5変更	緊急対策推進基本計画 H26. 3策定 H27. 3変更	推進基本計画 H18. 3策定 R4. 9変更	
応急対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したものの 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている 中央防災会議幹事会が決定する 	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H29. 12策定 R5. 5改定				
実施計画等	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき地方公共団体が作成 地方防災会議等が決定する 	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画	

(1) 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正

令和3年12月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が公表した被害想定及び令和4年3月に公表した報告書を受け、令和4年5月に日本海溝・千島海溝地震特措法が改正された(同年6月施行)。改正により、新たに指定された津波避難対策特別強化地域において、市町村が津波避難対策緊急事業計画を作成すれば、避難場所や避難経路を整備する際に国の負担又は補助の特例等が適用されることになるなど、南海トラフ地震特措法と同程度に対策が強化されたほか、施設等の整備について積雪寒冷地域に必要な機能が確保されるよう、特に配慮し対策を講じることとされた。

法改正を受け、地方公共団体では推進計画の変更等が必要になるため、消防庁では内閣府と連携して推進計画作成例を改訂して周知するなど助言を行った。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、地方公共団体におけるこれらの施設の耐震化を促している。

耐震化の進捗については、令和4年10月1日現在の施設区分ごとの耐震率は第1-6-5表のとおりである。

(3) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。さらに、令和3年8月からは、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部員室等を整備する場合、当該整備に係る費用にも同事業債の充当が可能となった。

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

(令和4年10月1日現在)

施設区分	耐震率	施設区分	耐震率
社会福祉施設	93.2%	体育館	90.1%
文教施設(校舎・体育館)	99.6%	診療施設	95.1%
庁舎	92.0%	警察本部・警察署等(※)	86.8%
県民会館・公民館等	89.1%	消防本部・消防署所	95.7%
		合計	96.2%

(※) 機動隊庁舎、警察学校、交番等を含む。

(4) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備

地方公共団体は、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画(令和3年度から令和7年度まで)に基づき施設整備を推進しており、消防庁は、消防庁所管事業に係る計画変更等について助言を行った。

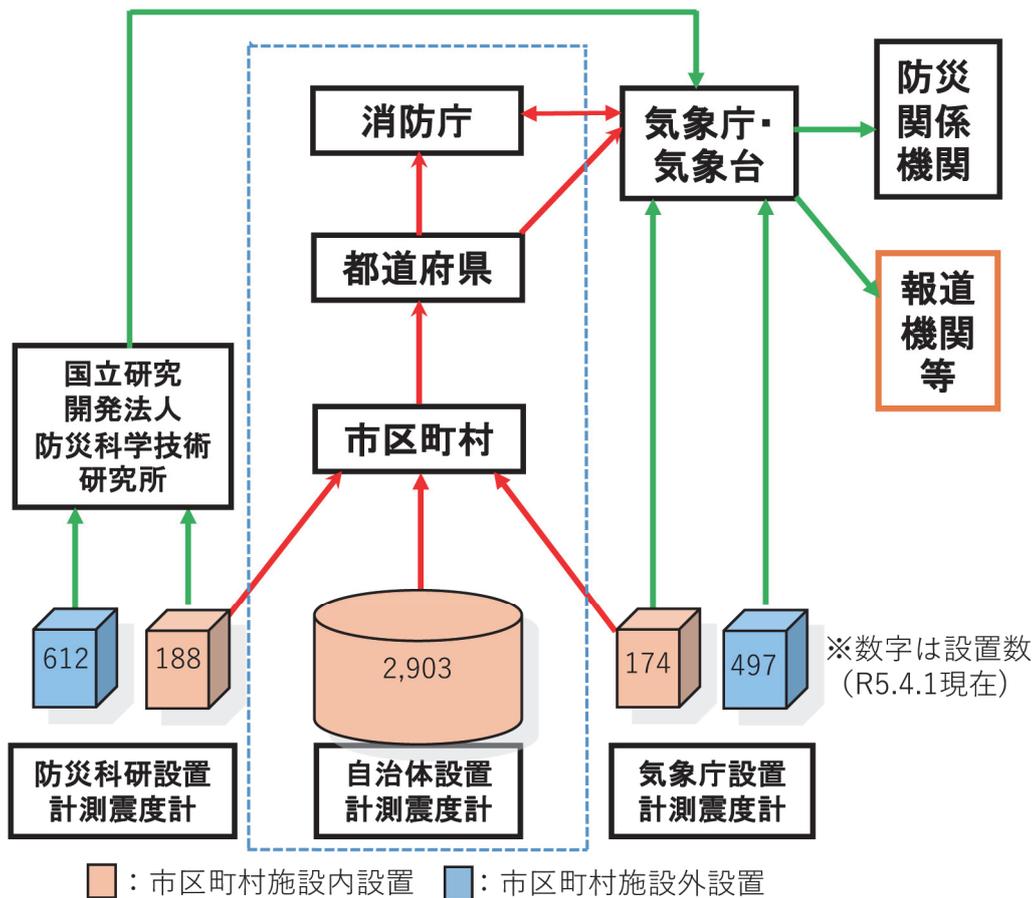
また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和4年度には同補助金により266基の整備が行われた。

(5) 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900か所の震度計が計測する震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム(第1-6-1図)が運用されている。

消防庁では、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝達ができるよう、令和3年度補正予算において都道府県に対する補助事業を実施し、震度計を更新するとともに、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能強化を図った。

第1-6-1 図 震度情報ネットワークシステムの概要



（6）緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和5年度は第1回を6月15日、第2回を11月2日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による地震の揺れから身を守る行動や避難行動の訓練等が行われた。

2. 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。

また、同年制定された津波対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成状況等について実態を把握するとともに、施設整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じるなど、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

（1）津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請している。

令和2年12月1日現在の調査結果では、津波避難計画の策定対象市町村（675団体）のうち、策定済の市町村は99.4%（671団体）であった。

（2）津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難路等の整備に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による地方財政措置を講じている。